

資料1

# 管理方針書(案)



# 管理方針書

名 称	いしづちさんけい 石鎚山系森林生態系保護地域		
面 積	4,244.84ha （保存地区 1,229.48ha、保全利用地区 3,015.36ha）	設定年月日	平成 2年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	愛媛県西条市、久万高原町、高知県いの町、仁淀川町にまたがって所在する。 愛媛森林管理署内 モチ山国有林 1001い林小班、嶺北森林管理署管内 名ノ川山国有林 263ほ林小班 他（別紙のとおり） 当保護林の区域は、四国最高峰である石鎚山（1982m）を中心とし、西は二ノ森を経て堂ヶ森まで、東は土小屋、岩黒山、筒上山を経て手箱山までの範囲とする。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約700～1982mに位置し、約1,300mの標高差があり、暖温帯から亜寒帯までの林相の垂直分布を見ることができる。 シコクシラベ、ダケカンバ、ブナ、ミズナラ、コハウチワカエデ、モミ、ツガ、ウラジロガシ等の多様な樹種が生育している。 岩場を中心に希少な植物種が多く生育している。 希少種であるクマタカ等の鳥類、森林性の翼手目（コウモリ目）等の貴重な動物種が生息している。		
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区は、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 保全利用地区は、天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図る。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺産資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成29年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリングを実施する。		
法令等に基づく指定概況	石鎚国定公園第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 史跡名勝天然記念物（国指定、面河溪）【文化財保護法】		
その他留意事項	森林生態系多様性基礎調査（林野庁）の調査地点が設定されている。		

森林管理署	区分	国有林名	林班	小班	面積	
愛媛	保存地区	モチ山	1001	い、ろ、イ	54.25	
		モチ山	1002	い、ろ、イ	95.68	
		モチ山	1003	ろ、イ	6.88	
		大平	1007	ろ～に、へ1、イ、口	73.51	
		大平	1008	と	5.38	
		大平	1009	に	16.06	
		老ノ川	1011	ほ	8.16	
		老ノ川	1013	か	17.10	
		元山・境外上地	1018	り、ぬ1	39.97	
		元山	1024	と	8.13	
					小計	325.12
		面河山	7	は	47.12	
		面河山	8	い2、ろ2	114.48	
		面河山	9	ほ1	17.53	
		面河山	10	全	184.77	
		面河山	11	全(口、ハ除く)	303.86	
		面河山	13	イ	10.81	
	面河山	14	イ	72.16		
	坂瀬山	17	ろ1,2,3、イ、口	73.36		
				小計	824.09	
				計	1,149.21	
	保存地区	モチ山	1001	い1、ろ1、口	51.84	
		モチ山	1002	い1	29.23	
		モチ山	1003	い	81.87	
		大平	1007	い、ほ、へ	71.32	
		大平	1008	に、へ	28.40	
		大平	1009	ろ、は	30.52	
		老ノ川	1011	は1、に	26.78	
		老ノ川	1013	は、わ、か1	27.99	
		元山	1018	り1、ぬ	68.80	
		奥平	1019	に	9.88	
		元山	1022	ほ	39.46	
		元山	1023	へイ	52.94	
元山		1024	と1	44.55		
元山		1025	り(内)	9.25		
				小計	572.83	

森林管理署	区分	国有林名	林班	小班	面積		
愛媛	保全利用地区	面河山	3	は、に、口1,2,3	171.33		
		面河山	4	ろ、は、イ、口1,2	86.73		
		面河山	5	い1、ろ1,2	87.47		
		面河山	6	全	203.04		
		面河山	7	い1、ろ、に2～5,7	222.24		
		面河山	8	い1、ろ1、イ1,2	134.57		
		面河山	9	い～に、ほ2、へ～ハ	362.79		
		面河山	12	い1	52.88		
		面河山	13	い1、は6～9、に1、と	223.88		
		面河山	14	い～へ2、口	345.92		
		坂瀬山	15	ほ1、へ1	27.63		
		坂瀬山	16	ほ1	68.12		
		坂瀬山	17	ほ1、ハ	75.51		
		坂瀬山	18	へ1、イ	35.50		
					小計	2,097.61	
					計	2,670.44	
		嶺北	保存地区	名ノ川山	263	ほ、イ	42.65
				名ノ川山	264	お、ハ1,2	37.62
				計	80.27		
保全利用地区	手箱山		259	よ、イ、口	58.84		
	名ノ川山		261	ほ、イ	18.23		
	名ノ川山		262	は、に、イ、口	48.76		
	名ノ川山	263	は、に、ち	57.29			
名ノ川山	264	か、よ、の、さ、く	98.84				
奥南川山	270	る、イ	17.73				
奥南川山	274	と、イ	13.40				
安居山	290	れ、そ、へ、ト	31.83				
			計	344.92			
再掲	保存地区				1,229.48		
	保全利用地区				3,015.36		
	合計				4,244.84		
県別面積	愛媛県				3,819.65		
	高知県				425.19		
	合計				4,244.84		

# 管理方針書

名 称	つるぎさん 剣山生物群集保護林		
面 積	446.02ha （保存地区 397.34ha、保全利用地区 48.68ha）	設定年月日	平成25年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	徳島県三好市に所在する。 徳島森林管理署管内 名頃谷山国有林 44林班 他（別紙のとおり） 徳島県最高峰である剣山（1955m）と次郎笈（1930m）を結ぶ稜線の北側に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約1050～1955mに位置し、冷温帯から亜寒帯までの林相の垂直分布を見ることができる。 シコクシラベ、ダケカンバ、ブナ、ミズナラ、ウラジロモミ、サワグルミ等の多様な樹種が生育しており、稜線部はミヤマクマザサの草地となっている。 ツキノワグマ（環境省レッドリスト（2015年）の「絶滅のおそれのある地域個体群(LP）」）の生息が確認されている。		
保護・管理及び利用に関する事項	保存地区、保全利用地区とも天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺産資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成29年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリングを実施する。		
法令等に基づく指定概況	剣山国定公園第1種特別地域・第2種特別地域 【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成25年4月 剣山植物群落保護林を設定 平成30年4月 剣山生物群集保護林に名称変更		

森林管理署	区 分	国有林名	林班	小 班	面 積
徳島	保存地区	名頃谷山	44	い、ろ、は、イ	153.31
		名頃谷山	45	い、ろ、は、イ	102.32
		名頃谷山	46	い、ろ、は	95.25
		名頃谷山	47	い、ろ、は	46.46
	計				397.34

森林管理署	区 分	国有林名	林班	小 班	面 積
徳島	保全利用地区	名頃谷山	44	ろ1	6.21
		名頃谷山	45	ろ1	1.88
		名頃谷山	46	ろ1、は1	40.59
	計				48.68
	合 計				446.02

# 管理方針書

名 称	<sup>ひりど</sup> <b>鎗戸シコクシラベ（遺伝資源）希少個体群保護林</b>		
面 積	29.71ha	設定年月日	平成 3年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	徳島県那賀町に所在する。 徳島森林管理署管内 鎗戸国有林 140林班は・ほ・と・ち小班 徳島県最高峰である剣山(1955m)と一ノ森(1930m)を結ぶ稜線の南側に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約1500～1930mに位置し、亜寒帯に属する。 シコクシラベのほか、コメツガ、ゴヨウマツ等が生育している。 シコクシラベ（徳島県レッドリスト(2015年)の「準絶滅危惧(NT)」）は本州のシラビソの変種であって、日本で最も南に位置する亜寒帯林を構成しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のイ「分布限界域等に位置する個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	シコクシラベの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成29年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリングを実施する。		
法令等に基づく指定概況	剣山国定公園第1種特別地域・第3種特別地域 【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成 3年3月 鎗戸シコクシラベ林木遺伝資源保存林を設定（140林班と小班、4.23ha） 平成25年4月 鎗戸植物群落保護林を設定（140林班は・ほ・ち小班、25.48ha） 平成30年4月 鎗戸シコクシラベ（遺伝資源）希少個体群保護林に統合・名称変更 森林生態系多様性基礎調査（林野庁）の調査地点が設定されている。		

# 管理方針書

名 称	おだみやま 小田深山ブナ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	8.48ha	設定年月日	平成 2年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	愛媛県西予市、内子町にまたがって所在する。 愛媛森林管理署管内 小田深山国有林 69林班ほ小班（6.60ha） 小屋山国有林 80林班に小班（1.88ha） 仁淀川水系黒川上流部の四国カルストの近くに位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約1260～1340mに位置し、冷温帯に属する。 ブナのほか、ウラジロモミ、ツガ、コハウチワカエデ、ミズナラ、ミズメ、アカシデ等が生育している。 ブナが地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	ブナの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	10年毎にモニタリングを行う。 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリングを実施する。		
法令等に基づく指定概況	四国カルスト県立自然公園第1種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	平成 2年3月 小田深山ブナ林木遺伝資源保存林を設定（小田深山国有林69林班ほ小班、6.60ha） 小屋山ブナ林木遺伝資源保存林を設定（小屋山国有林 80林班に小班、1.88ha） 平成30年4月 小田深山ブナ（遺伝資源）希少個体群保護林に統合・名称変更		

# 管理方針書

名 称	なめとこやま 滑床山ウラジロガシ等（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	36.62ha	設定年月日	平成 2年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	愛媛県松野町に所在する。 愛媛森林管理署管内 滑床山国有林 2065林班い小班 四万十川水系の目黒川の上流で、槇尾郭公岳（1010m）の山腹に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約370～940mに位置し、暖温帯に属する。 ウラジロガシ、アカガシや、ウリカエデ、イタヤカエデ、オオモミジ等のカエデ類のほか、イスノキ、ホソバタブ等が生育している。 ウラジロガシ、アカガシ及びカエデ類が地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	ウラジロガシ、アカガシ、カエデ類の個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	足摺宇和海国立公園第1種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成 2年3月 滑床山ウラジロガシ等林木遺伝資源保存林を設定 平成30年4月 滑床山ウラジロガシ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更		

# 管理方針書

名 称	<small>こすじょうおやま</small> 小筋畝山コウヤマキ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	18.42ha	設定年月日	昭和24年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県津野町に所在する。 四万十森林管理署管内 不入山国有林 3281林班は小班 四万十川源流域に所在する不入山（1336m）の山腹に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約630～1030mに位置し、暖温帯に属する。 コウヤマキのほか、モミ、ツガ、スギ、ヒノキ等の針葉樹や、ウラジロガシ、アカガシ等の広葉樹が生育している。 コウヤマキが地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	コウヤマキの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	10年毎にモニタリングを行う。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	四国カルスト県立自然公園普通地域【自然公園法】 水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和24年3月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 小筋畝山コウヤマキ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 小筋畝山コウヤマキ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更 森林生態系多様性基礎調査（林野庁）の調査地点が設定されている。		

# 管理方針書

名 称	<small>かじがたにやま</small> 梶ヶ谷山モミ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	8.51ha	設定年月日	昭和24年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県四万十町に所在する。 四万十森林管理署管内 梶ヶ谷山国有林 2062林班に小班 高知県と愛媛県の県境近くに位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約420～580mに位置し、暖温帯に属する。 モミのほか、ツガ、ウラジロガシ、カゴノキ、アカシデ等が生育している。 モミが地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	モミの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和24年3月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 梶ヶ谷山モミ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 梶ヶ谷山モミ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更 尾根を挟んで古屋山大道マツ（遺伝資源）希少個体群保護林と接している。		

# 管理方針書

名 称	ふるやまおどろ 古屋山大道マツ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	8.88ha	設定年月日	昭和24年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県四万十町に所在する。 四万十森林管理署管内 古屋山国有林 2060林班ち小班 高知県と愛媛県の県境近くに位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約390～580mに位置し、暖温帯に属する。 アカマツのほか、モミ、ツガ、ウラジロガシ、ユズリハ等が生育している。 大道マツと称される枝下高が高く樹幹・木理が通直なアカマツが地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	アカマツの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	松くい虫被害やニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】 特別母樹林【林業種苗法】		
その他留意事項	昭和24年3月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 古屋山大道マツ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 古屋山大道マツ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更（大道マツ再生事業を執行中（平成16年～）） 尾根を挟んで梶ヶ谷山モミ（遺伝資源）希少個体群保護林と接している。		

# 管理方針書

名 称	<small>さだやま</small> 佐田山ヤッコソウ（シイ遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	10.98ha	設定年月日	昭和57年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県土佐清水市に所在する。 四万十森林管理署管内 佐田山国有林 1243林班に小班 足摺半島の佐田山（白皇山、433m）の山腹に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約320～430mに位置し、暖温帯に属する。 スダジイ、アカガシ、イスノキ等が生育している。 スダジイの根に寄生する希少種のヤッコソウ（高知県レッドリスト(2010年)の「絶滅危惧種ⅠB類(EN)」）が生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のア「希少化している個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	ヤッコソウの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ヤッコソウとスダジイの生育状況を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	足摺宇和海国立公園第2種特別地域【自然公園法】 干害防備保安林、航行目標保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	昭和57年3月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 佐田山シイ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 佐田山ヤッコソウ（シイ遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更・保護対象種の変更 モニタリングサイト1000（環境省）の準コアサイトが設定されている。		

# 管理方針書

名 称	<small>つるばやま</small> 弦場山ウバメガシ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	4.37ha	設定年月日	大正10年5月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県大月町に所在する。 四万十森林管理署管内 弦場山国有林 1303林班に・と小班 豊後水道に面した海岸沿いに位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約10～70mに位置し、暖温帯に属する。 ウバメガシのほか、タイミンタチバナ等が生育している。 ウバメガシが地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	ウバメガシの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ウバメガシの更新状況を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成26年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	土砂流出防備保安林【森林法】		
その他留意事項	大正10年5月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 弦場山ウバメガシ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 弦場山ウバメガシ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更・区域の拡充		

# 管理方針書

名 称	たかとりやま 鷹取山生物群集保護林		
面 積	94.53ha (保存地区のみ)	設定年月日	昭和48年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	高知県橋原町に所在する。 四万十森林管理署管内 下鷹取国有林 4048林班ろ小班 (54.54ha) 鷹取山国有林 4049林班い・に小班 (39.99ha) 四万十川支流北川沿いの山腹斜面に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約280～750mに位置し、暖温帯に属する。 モミが優占し、ツガ等の針葉樹に混じって、ウラジロガシ、イヌガシ、ホオノキ、ユズリハ等の広葉樹が生育している。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成25年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和48年4月 学術参考保護林を設定(4048林班ろ小班 54.91ha、4049林班に小班 33.06ha、計87.97ha) 平成 2年3月 鷹取山植物群落保護林に名称変更 平成 6年3月 「ゆすはら郷土の森」を設定(4049林班い小班 7.29ha) 平成28年5月 鷹取山植物群落保護林を一部解除(道路用地として、4048林班ろ小班 0.37haの減、4049林班に小班 0.36haの減) 平成30年4月 鷹取山生物群集保護林と「ゆすはら郷土の森」を統合・名称変更		

# 管理方針書

名 称	<small>しらがやま</small> 白髪山天然ヒノキ（遺伝資源）希少個体群落保護林		
面 積	208.54ha	設定年月日	大正 4年10月
		変更年月日	平成30年 4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県本山町に所在する。 嶺北森林管理署管内 □白髪山国有林 22林班は・に・ほ・へ・と小班（84.17ha） 白髪山国有林 24林班に・ほ・へ・と小班（78.07ha） 牛蒡谷山国有林 39林班は小班（39.49ha）、40林班は小班（1.40ha）、43林班ち小班（5.41ha） 高知県北部の白髪山に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約1130～1470mに位置し、冷温帯に属する。 白髪山は、山塊の大部分が蛇紋岩からなる特殊な地質であり、その上に、ヒノキのほか、ツガ、ゴヨウマツ等の針葉樹が多く生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のオ「草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群」に該当する。 白髪山の南南西側山麓には、ブナ、ヒメシャラ、ケヤキ、トチノキ等の落葉広葉樹林がある。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然ヒノキの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。ただし、落葉広葉樹が優占する林分においては、落葉広葉樹林としての維持を優先する。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成29年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	白髪山県立自然公園普通地域【自然公園法】 水源かん養保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 特別母樹林【林業種苗法】 高知県天然記念物（22林班ほ・と小班の一部：15.70ha）【文化財保護法、高知県文化財保護条例】 平成28年5月		
その他留意事項	大正 4年10月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 白髪山天然ヒノキ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成29年5月 日本森林学会による林業遺産に認定 平成30年4月 白髪山天然ヒノキ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更 白髪山の山頂南側付近には数千本の立ち枯れたヒノキの白骨林があり、また、南西側山麓（「八反奈路」と呼ばれる箇所）にはヒノキの根がタコ足状に広がった「根下がリヒノキ」の巨木が点在する。		

# 管理方針書

名 称	<small>にしくまやま</small> <b>西熊山生物群集保護林</b>		
面 積	478.99ha (保存地区のみ)	設定年月日	平成17年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	高知県香美市に所在する。 高知中部森林管理署管内 西熊山国有林 32林班い・に・ほ・へ小班 (177.64ha) 33林班い・ろ・は・に小班 (160.00ha) 34林班い・ろ・は・に小班 (141.35ha) 高知県香美市と徳島県三好市に接する、三嶺 (1893m) と西熊山 (1816m) との稜線の南側に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約1000～約1700mに位置し、暖温帯から冷温帯までの林相の垂直分布を見ることができる。 ダケカンバ、ブナ、ウラジロモミ、コハウチワカエデ、モミ、ツガ、イタヤカエデ、ケヤキ、トチノキ等の多様な樹種が生育している。 ツキノワグマ (環境省レッドリスト (2015年) の「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」) の生息が確認されている。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成25年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	剣山国定公園第2種特別地域・第3種特別地域、奥物部県立自然公園第2種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区特別保護地区・鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	平成17年3月 西熊山植物群落保護林を設定 平成30年4月 西熊山生物群集保護林に名称変更 森林生態系多様性基礎調査 (林野庁) の調査地点が設定されている。 なお、隣接する三嶺山頂から天狗塚までの稜線部 (保護林区域外) には、国の天然記念物に指定されているミヤマクマザサ及びコマツジ群落がある。		

# 管理方針書

名 称	いしだてやま 石立山生物群集保護林		
面 積	121.56ha (保存地区のみ)	設定年月日	昭和48年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	高知県香美市に所在する。 高知中部森林管理署管内 別府山国有林 56林班は小班 高知県東部の香美市の物部川流域と徳島県南部の那賀川源流に接する石立山(1707m)の山腹に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約600~1700mに位置し、暖温帯から冷温帯までの林相の垂直分布を見ることができる。 ブナ、コハウチワカエデ、ツガ、モミ、ハリモミ、ヒノキ、イタヤカエデ、クマシデ、ケヤキ等の多様な樹種が生育している。 石灰岩からなる急峻な山岳地であり、露岩地にはビャクシン、イワシデ等が生育している。 ツキノワグマ(環境省レッドリスト(2015年)の「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」)の生息が確認されている。		
保護・管理及び利用に関する事項	天然林であり、原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識類の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成25年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	剣山国定公園第2種特別地域【自然公園法】 土砂流出防備保安林、保健保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和48年4月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 石立山植物群落保護林に名称変更 平成30年4月 石立山生物群集保護林に名称変更		

# 管理方針書

名 称	<small>せんぼんやま</small> <b>千本山天然ヤナセスギ（遺伝資源）希少個体群保護林</b>		
面 積	178.83ha	設定年月日	大正 7年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	高知県馬路村に所在する。 安芸森林管理署管内 千本山国有林 2112林班へ小班 (4.10ha) 2113林班い小班 (91.79ha) 2114林班い・へ小班 (49.12ha) 尾続山国有林 2067林班に・ぬ小班 (33.82ha) 奈半利川の魚梁瀬ダム上流の西川沿い、千本山の山腹に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約540～1080mに位置し、暖温帯に属する。 スギのほか、ヒノキ、モミ、ツガ、ミズメ、ウラジロガシ等が生育している。 樹齢200～300年のヤナセスギが地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3(2)のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	スギの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ヤナセスギの枯損状況を把握するため、当面、5年毎にモニタリングを行う。 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	魚梁瀬県立自然公園第1種特別地域、普通地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 特別母樹林【林業種苗法】		
その他留意事項	大正 7年4月 学術参考保護林を設定 (2113林班い小班) 昭和 2年4月 学術参考保護林を拡張 (2112林班へ小班) 昭和47年3月 学術参考保護林を拡張 (2067林班に・ぬ小班、2114林班い・へ小班) 平成 2年3月 千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 千本山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林を一部解除 (2113林班い小班の一部 (0.37ha) を千本山風景林へ編入) 平成30年4月 千本山天然ヤナセスギ (遺伝資源) 希少個体群保護林に名称変更 森林生態系多様性基礎調査 (林野庁) の調査地点が設定されている。 尾根を挟んで千本山人工ヤナセスギ・ヒノキ希少個体群保護林と接している。		

# 管理方針書

名 称	<small>せんぽんやま</small> 千本山人工ヤナセスギ・ヒノキ希少個体群保護林		
面 積	23.90ha	設定年月日	昭和37年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	高知県馬路村に所在する。 安芸森林管理署管内 千本山国有林 2112林班ろ小班 奈半利川の魚梁瀬ダム上流の西川沿い、千本山の山腹に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約540～940mに位置し、暖温帯に属する。 大正11年に植林されたスギ・ヒノキの人工林であり、保護林設定管理要領の第4の3(2)のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	スギ・ヒノキの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ヤナセスギの枯損状況を把握するため、当面、5年毎にモニタリングを行う。 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	魚梁瀬県立自然公園第1種特別地域【自然公園法】 水源かん養保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	昭和37年4月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 千本山植物群落保護林に名称変更 平成30年4月 千本山人工ヤナセスギ・ヒノキ希少個体群保護林に名称変更 尾根を挟んで千本山天然ヤナセスギ(遺伝資源)希少個体群保護林と接している。		

# 管理方針書

名 称	<small>がんまきやま</small> 雁巻山ヤナセスギ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	20.98ha	設定年月日	平成 2年3月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県馬路村に所在する。 安芸森林管理署管内 雁巻山国有林 2031林班ろ小班 奈半利川の魚梁瀬ダム上流、東川沿いに位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約650～1100mに位置し、暖温帯に属する。 スギのほか、モミ、ツガ、ウラジロガシ、ミズメ等が生育している。 樹齢200年～300年のヤナセスギが地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	スギの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ヤナセスギの枯損状況を把握するため、当面、5年毎にモニタリングを行う。 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】 特別母樹林【林業種苗法】		
その他留意事項	平成 2年3月 雁巻山ヤナセスギ林木遺伝資源保存林を設定 平成30年4月 雁巻山ヤナセスギ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更		

# 管理方針書

名 称	にしこのうやま 西ノ川山トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	7.88ha	設定年月日	大正 5年8月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県安芸市に所在する。 安芸森林管理署管内 美舞谷山国有林 35林班ろ小班 伊尾木川流域の伊尾木川ダム近くに位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約450～780mに位置し、暖温帯に属する。 トガサワラのほか、ヒノキ、アカマツ、モミ、ツガ、アカガシ等が生育している。 希少種のトガサワラ（環境省レッドリスト(2015年)の「絶滅危惧ⅠB類(EN)」、高知県レッドリスト(2010年)の「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」）が生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のア「希少化している個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	トガサワラの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成28年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	大正 5年8月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 西ノ川山トガサワラ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 西ノ川山トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更		

# 管理方針書

名 称	魚梁瀬トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林		
面 積	16.02ha	設定年月日	昭和43年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県馬路村に所在する。 安芸森林管理署管内 貝掛畑山国有林 2065林班ほ小班 奈半利川の魚梁瀬ダム上流、西川と中川の合流点付近に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約450～650mに位置し、暖温帯に属する。 トガサワラのほか、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ、ウラジロガシ等が生育している。 希少種のトガサワラ（環境省レッドリスト(2015年)の「絶滅危惧ⅠB類(EN)」、高知県レッドリスト(2010年)の「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」）が生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のア「希少化している個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	トガサワラの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成28年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	魚梁瀬県立自然公園普通地域【自然公園法】 水源かん養保安林、保健保安林【森林法】 鳥獣保護区【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】		
その他留意事項	昭和43年4月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 魚梁瀬トガサワラ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 魚梁瀬トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更 森林生態系多様性基礎調査（林野庁）の調査地点が設定されている。		

# 管理方針書

名 称	<small>やすだごうやま</small> <b>安田川山トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林</b>		
面 積	4.31ha	設定年月日	昭和48年4月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県馬路村に所在する。 安芸森林管理署管内 安田川山国有林 2227林班へ小班 安田川の上流部に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約590～820mに位置し、暖温帯に属する。 トガサワラのほか、スギ、ヒノキ、モミ、ツガ、ウラジロガシ等が生育している。 希少種のトガサワラ（環境省レッドリスト(2015年)の「絶滅危惧ⅠB類(EN)」、高知県レッドリスト(2010年)に「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」）が生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のア「希少化している個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	トガサワラの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成28年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本に、モニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	昭和48年4月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 安田川山トガサワラ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 安田川山トガサワラ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更 当保護林内には、森林生態系多様性基礎調査（林野庁）の調査地点が設定されている。		

# 管理方針書

名 称	<small>よこあれやま</small> <b>横荒山モミ・ツガ（遺伝資源）希少個体群保護林</b>		
面 積	81.20ha	設定年月日	大正10年6月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 （森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域）	高知県安芸市に所在する。 安芸森林管理署管内 横荒山国有林 18林班い小班 伊尾木川上流の横荒山（稗己屋山1228m）の北西斜面に位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約680～1230mに位置し、暖温帯に属する。 モミ、ツガのほか、スギ、ブナ、ミズメ、コハウチワカエデ、イタヤカエデ等が生育している。 モミ・ツガが地域的にまとまって生育しており、保護林設定管理要領の第4の3（2）のエ「遺伝資源の保護を目的とする個体群」に該当する。		
保護・管理及び利用に関する事項	モミ・ツガの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(7)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)保護標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	ニホンジカの影響を把握するため、5年毎にモニタリングを行う。 「平成27年度保護林モニタリング調査報告書」のプロットを基本にモニタリング調査を実施する。		
法令等に基づく指定概況	土砂流出防備保安林【森林法】		
その他留意事項	大正10年6月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 横荒山モミ・ツガ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 横荒山モミ・ツガ（遺伝資源）希少個体群保護林に名称変更		